

土木-資料 3

令和 8 年第 1 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関係資料

土木委員会

目 次

議第4 2号関係	土木	1
議第4 3号関係	土木	3
議第4 7号関係	土木	4
議第4 8号関係	土木	6
議第5 1号関係	土木	8

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例について

県土整備部河川課

1 概要

- ・気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が実施するハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、国、県、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が取り組む流域治水を強力に進めていくことが必要である。
- ・流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（以下、「流域治水関連法」という。）」（令和 3 年法律第 31 号）が整備され、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）は流域治水関連法の中核をなすものであり、法的枠組みのもとで流域治水を強力に推進していくため所要の改正が行われた。
- ・個別の河川及び流域を特定都市河川及び特定都市河川流域に指定することで、法的枠組みの適用が可能である。
- ・本条例は、法の規定に基づき、省令で定める基準に準じて、雨水貯留浸透施設等の標識の明示事項及び設置場所について規定するもの。

2 条例制定の前提となる事実（条例事実）について

- ・知事等は、特定都市河川及び特定都市河川流域における次の場合には、省令で定める基準を参酌して条例で定めるところにより、標識を設置しなければならない。
 - (1) 雨水貯留浸透施設の設置を伴う雨水浸透阻害行為に関する工事について、完了検査の結果、政令で定める技術的基準に適合すると認めた場合
 - (2) 保全調整池を指定した場合
 - (3) 貯留機能保全区域を指定した場合
- ・境川流域 3 市 2 町（岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町）で構成されている境川改修促進期成同盟会から「特定都市河川指定の検討の加速化」要望がある。
- ・全国では 29 都道府県、36 水系 419 河川が特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（令和 7 年 11 月 1 日時点）を受けている。
中部地区の特定都市河川及び特定都市河川流域の指定日は下記のとおりである。
愛知県：庄内川水系新川（H17）、境川水系境川（H24）、猿渡川水系猿渡川（H24）
三重県：雲出川水系中村川・波瀬川・赤川（R4）
静岡県：巴川水系巴川（H21）、菊川水系黒沢川（R6）

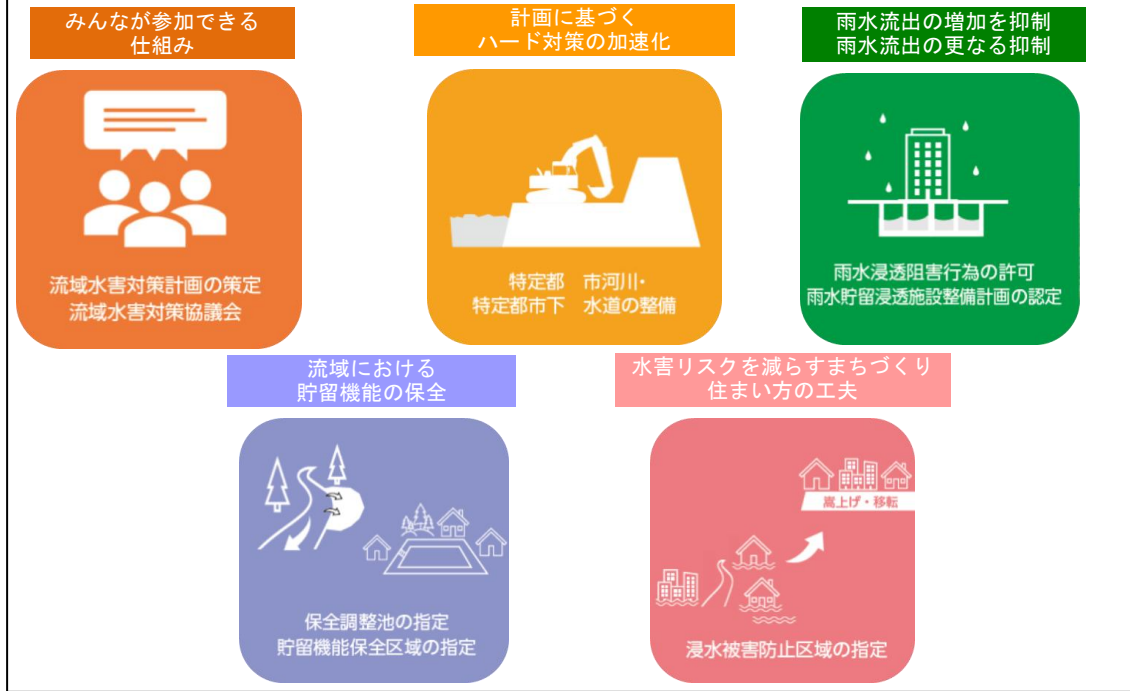
3 行政課題の重要性（必要性・正当性）について

- ・県内でも気候変動による水災害が激甚化・頻発化しており、令和 4 年度に境川流域（岐阜市）で、令和 6 年度には牧田川流域（大垣市等）で水災害が発生している。
- ・人家等が密集した市街地では、河道拡幅、橋梁架替等のハード整備には多くの費用と時間が必要である。
- ・特定都市河川及び特定都市河川流域の指定により、補助金が重点化され、ハード対策を加速することが可能である。
- ・1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地から流出雨水量を増加させる恐れのある行為）には、対策工事を義務付けることで、流域の貯留機能を向上することが可能である。
- ・流域治水を強力に推進していくため法的枠組みを適用し、県における特定都市河川浸水被害対策法施行条例を新たに制定する必要がある。

4 その他

- ・施行日 公布の日から施行
- ・境川及び境川流域は、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に向け検討中。
（令和 8 年 6 月 1 日指定予定）

特定都市河川の指定によってみんなのできる5つのこと



【雨水流出の増加を抑制】



一定規模以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)を義務付け。

<雨水浸透阻害行為の例>



【流域における貯留機能の保全】

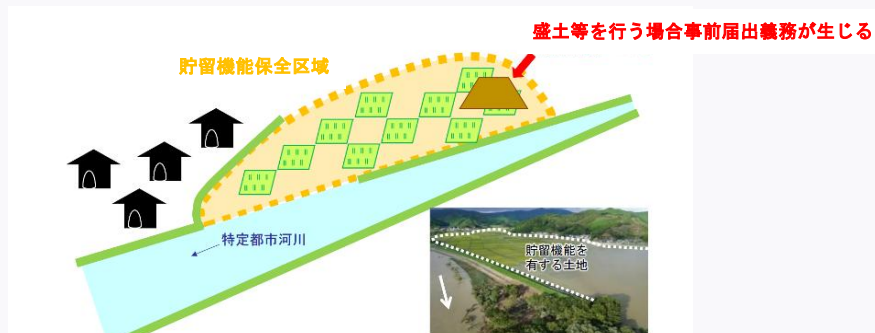
洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全。



○保全調整池：防災調整池について、知事等が指定できる。



○貯留機能保全区域：河川沿いの低地や流域内の窪地などの土地について、土地の所有者同意を得た上で知事等が指定できる。



岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

都市建築部建築指導課

1 概要

- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正(※)により、耐震性不足等のマンションの建替えに係る制限の特例許可制度が拡充されたことに伴い、「建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料」に係る手数料の名称及び事務の内容を改正するもの
 - ・手数料の額の変更なし（1件につき160,000円）
- ※ 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（R7.5.30公布、一部を除きR8.4.1施行）

2 改正内容

	改正前	改正後
手数料の名称	建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料	再生マンション容積率等制限特例許可申請手数料
事務の内容	要除却認定を受けたマンションの建替えによる新築がされるマンションの容積率に係る制限の特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定を受けたマンションの建替えによる新築又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査

3 施行日

令和8年4月1日

あとつがわ
跡津川トンネル工事の請負契約の変更について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 地方創生整備推進交付金（県代行）（仮称）あとつがわ 跡津川トンネル工事

工事場所：飛騨市神岡町跡津川 地内

工事概要：市道跡津川線は、飛騨市神岡町土を起点に、東京大学宇宙線研究所神岡宇宙素粒子研究施設のスーパーカミオカンデ入口を經由し、飛騨市神岡町佐古へ至る延長約5.9kmの道路である。このうち飛騨市神岡町土から飛騨市神岡町跡津川の894m区間を飛騨市からの要請を受け、旧過疎地域自立促進特別措置法に基づき、岐阜県が代行して拡幅及び一部バイパス化するものであり、本工事は、（仮称）跡津川トンネルの整備を行うものである。

工事内容：トンネル工事

施工延長 349.4m

道路幅員 6.5m

内空断面積 44.27㎡

工法 NATM

当初工期：令和5年12月21日 から 令和9年3月19日まで（約39ヶ月）

変更工期：令和5年12月21日 から 令和10年3月21日まで（約51ヶ月）

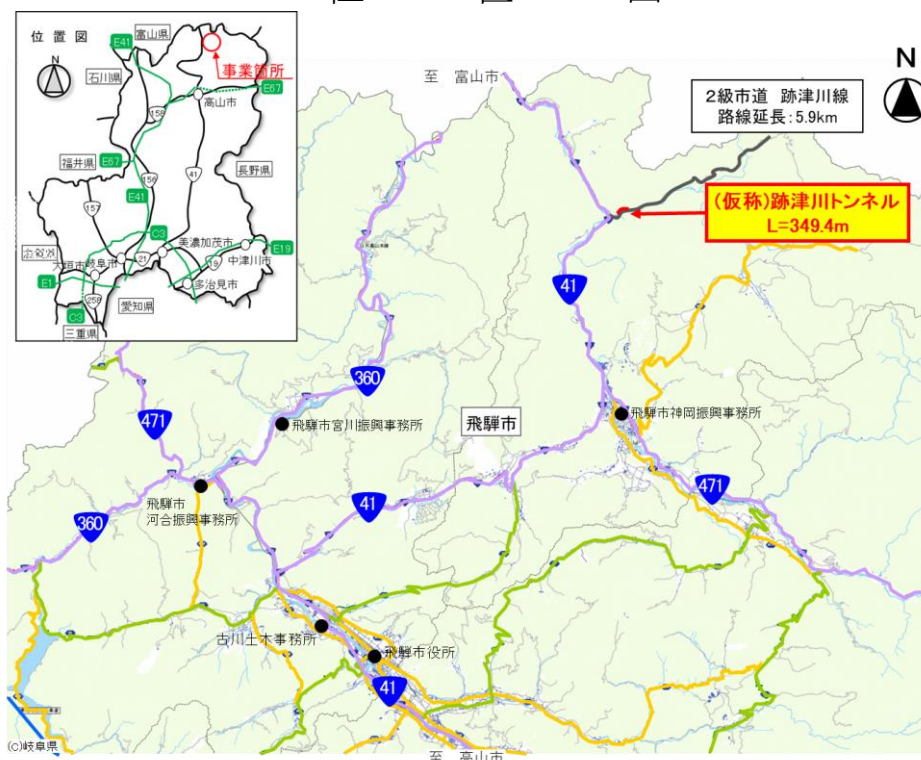
契約の相手方：いちかわ ぎけん さかもと 市川・岐建・坂本特定建設工事共同企業体

当初契約金額：1,815,000,000円（税込）

変更契約金額：2,063,869,500円（税込）（248,869,500円増）

変更理由：地山の状態が想定よりも脆弱であることが判明し、掘削面周辺の地盤補強の追加が必要になったことに伴い、契約金額を増額する。

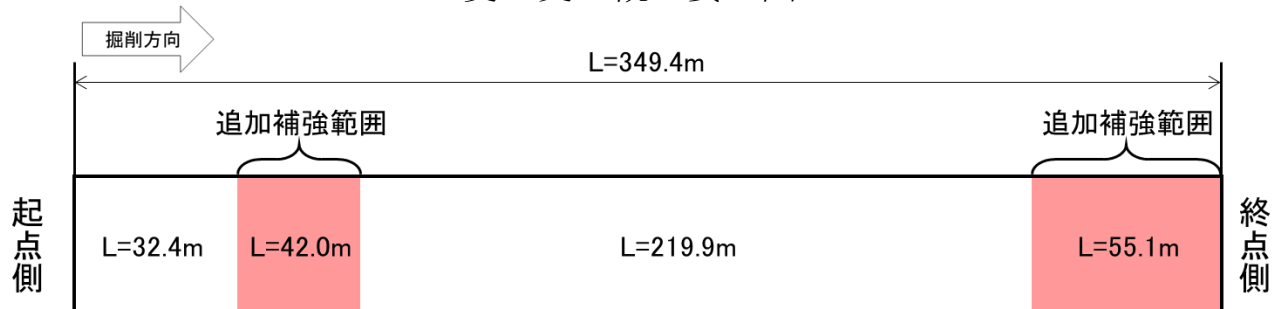
位 置 図



平面図

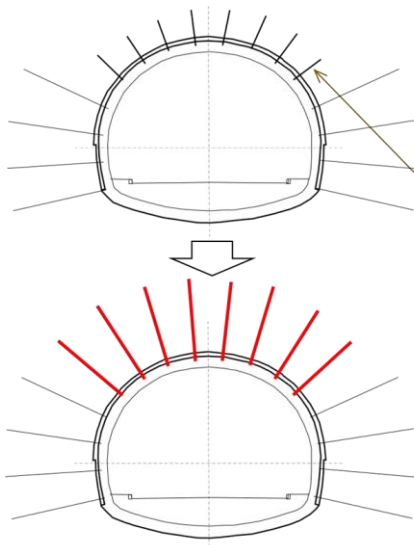


変更概要図

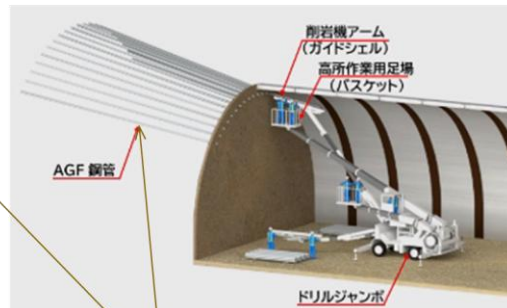


■ : 掘削面周辺の土の追加補強範囲

【断面図】



【施イメージ】

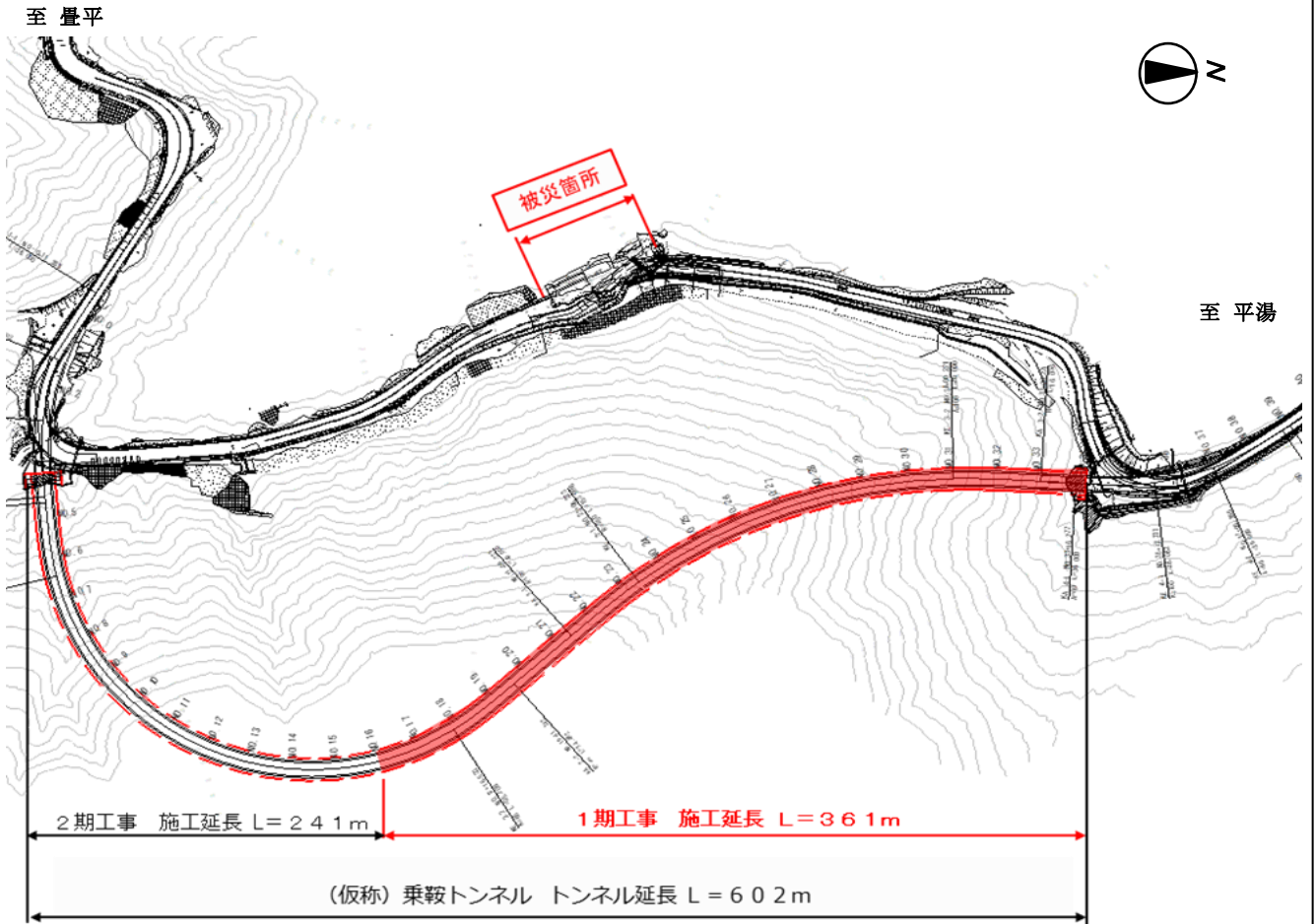


先受工（鋼管）を挿入し、
固化材を注入して土を補強する

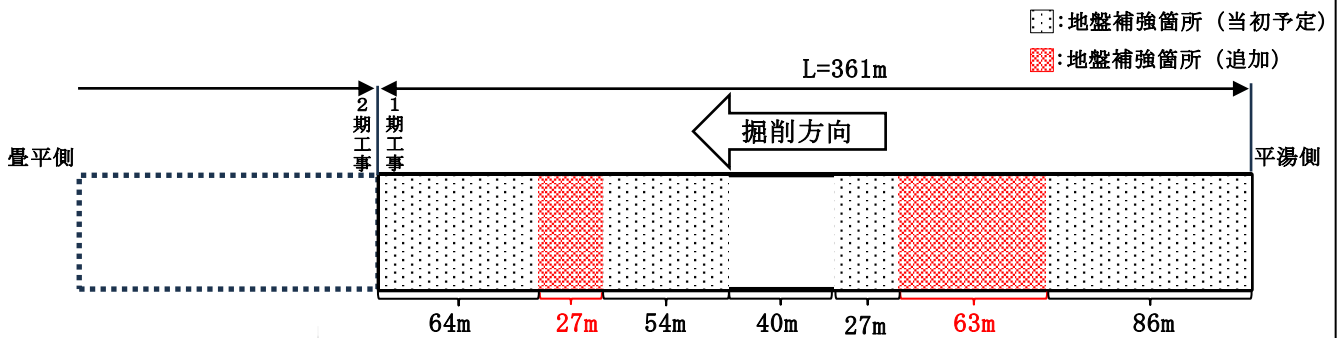
【追加補強内容】

- ・ 鋼管の長尺化
- ・ 固化材の量の増加

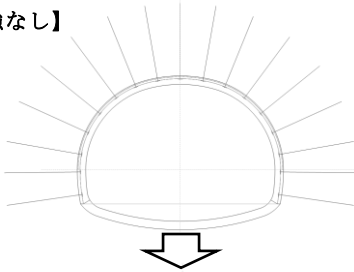
平面図



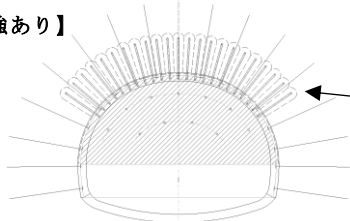
変更概要図



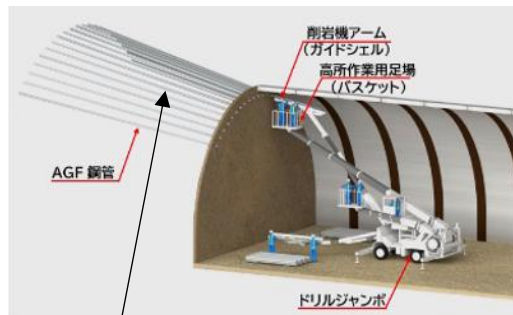
【地盤補強なし】



【地盤補強あり】



【施工イメージ】



先受工（鋼管）を挿入し、
固化材を注入して補強する

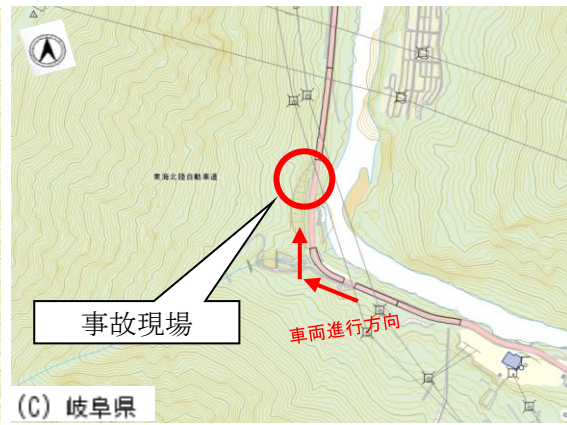
損害賠償の額を定めることについて

県土整備部道路維持課

令和7年2月26日午前1時15分頃、大野郡白川村大字椿原地内の国道156号を走行中の羽島郡岐南町若宮地2丁目233番地の1 有限会社土手商事の従業員が運転する同社所有の普通貨物自動車（岐阜131こ19）が、法面からの落雪により破損した事故について、県は、同社に対する損害賠償の額を、金3,443,866円と定めるものとする。

<事故の概要>

- 1 事故発生日時 令和7年2月26日 午前1時15分頃 天候 雪
- 2 事故発生場所 大野郡白川村大字椿原地内（国道156号）
- 3 事故の概要 法面からの落雪が走行中の車両を直撃し、フロントガラス等を破損した。
- 4 事故遭遇者 有限会社土手商事の従業員
- 5 車両所有者 羽島郡岐南町若宮地2丁目233番地の1 有限会社土手商事
- 6 事故車両 普通貨物自動車（岐阜131こ19）
平成30年式 日野プロフィア 14 tトラック
- 7 賠償金 3,443,866円
 - ・落雪防止措置が不十分であったことは、道路の通常有すべき安全性を欠いていたといわざるを得ない。
 - ・法面からの落雪を予測し、これを回避することは不可能であり、事故遭遇者に過失はないものと考えられる。
- 8 事故後の措置 防護柵の設置
- 9 現場の状況



破損状況

